

協議第 3 6 号

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について、次のとおり確認を求めらる。

平成 1 5 年 8 月 1 4 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 2）について

消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。

西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。

団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。

団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

消防関係に関する法令

消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例でこれを定める。

(第2項省略)

第15条の2 (第1項省略)

2 消防団員の定数は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに關しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

消防団の取扱い

消防団組織については、現行の体制を維持したまま連合団組織を形成する。

団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

消防団の取扱いについては、次のとおり調整を図るものとする。

消防組織機構については、合併時に統合する。

人事、報酬、手当、公務災害補償及び退職報奨金については、合併時に統一する。

〔山県市〕

消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

(1) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。

(2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。

(3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐもの

とする。

〔いなべ市〕

消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。

〔篠山市〕

消防の取扱い

消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

〔さぬき市〕

消防団の取扱い

(1) 消防団は、合併時に統合する。

(2) 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。